

# 公益社団法人全国環境対策機構 事業実施規程

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人全国環境対策機構（以下、「当法人」という。）定款第4条に定める事業（以下、「本事業」という。）の実施に関する基準を定め、もって同事業が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。

(通則)

**第2条** 本事業は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として実施するものとし、当法人の関係者に対し特別の利益を与える目的その他不特定多数でない者の利益の増進を目的として実施してはならない。

2 本事業の内容及び手段は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

- (1) 受益の機会が一般に開かれていること。
- (2) 事業の質を確保するための方策が講じられていること。
- (3) 事業に伴う審査及び選考が公正に行われていること。

(財源の確保)

**第3条** この規程の事業を実施するにあたっては、理事長は、事業に伴う収支の見通しを明らかにし、理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、事業終了後すみやかに、事業の収支結果を理事会に報告しなければならない。

## 第2章 助成事業

(助成事業の決定)

**第4条** 当法人が助成事業を実施するにあたっては、理事会の決議により、助成の趣旨、助成の内容、助成対象者、募集期間、選考基準、結果の通知方法、及び助成の実施時期について、あらかじめ定めなければならない。

(募集)

**第5条** 助成希望者を募集するにあたっては、募集の事実を当法人のウェブサイトへの掲出その他の方法により公表し、応募の機会を広く一般に開かれたものにならなければならない。

2 前項の募集にあたっては、前条の事項その他応募に必要な事項を明示しなければならない。

(選考)

**第6条** 助成対象者の決定は、第4条の選考基準に従って行い、選考対象者と直接の利害関係を有する者を関与させてはならない。

2 前項の選考には、専門的知識を有する者その他当該助成事業に精通した者が適切に関与し、選考の公正を確保しなければならない。

3 理事長は、前2項の選考終了後すみやかに、当法人のウェブサイトへの掲出その他の方法により選考結果を公表するとともに、応募者に対し当否を理由とともに通知するものとする。

(助成の取消し)

**第7条** 前条の選考により助成対象者となった者につき、虚偽の事実が発覚し又は助成の要件を欠くことが判明したときは、理事会の決議により、助成の決定を取り消すことができる。

(助成の実施)

**第8条** 助成事業を実施するにあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めなければならない。

2 助成事業の実施を外部に委託するときは、前項の原則に則り、適切に委託先を選定するものとし、事業が適切に実施されるよう監督しなければならない。

### 第3章 セミナー・講演会

(実施の決定)

**第9条** 当法人がセミナー又は講演会（以下、「セミナー等」という。）を実施するにあたっては、理事会の決議により、趣旨、内容、講師、講師の報酬、対象者、参加方法、参加費及び実施時期について、あらかじめ定めなければならない。

(講師の選定)

**第10条** セミナー等の講師は、当該セミナー等の趣旨にてらし、必要な技能、知識、及び経験を有する者を選定しなければならない。

2 前項の講師の報酬は、標準的な支払基準によるものとし、過大なものとなってはならない。

(参加資格)

**第11条** セミナー等の参加者を募集するにあたっては、募集の事実を当法人のウェブサイトへの掲出その他の方法により公表し、参加の機会を広く一般に開かれたものにしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、セミナー等の趣旨が高度な専門的知識ないし技能の育成を目的とするものであるときは、セミナー等の質を確保するため合理的な限度で参加資格を制限することができる。

(寄附金の募集)

**第12条** セミナー等の実施にあたっては、参加費とは別に、当法人の活動に賛同する者から任意に寄附金を募集することができる。

2 前項の寄附金の取扱いは、理事会の決議により別に定める寄附金規程に従う。

## 第4章 体験活動等

(体験活動等)

**第13条** 当法人が、ツアーその他の体験活動（以下、「体験活動等」という。）を実施するにあたっては、理事会の決議により、趣旨、内容、対象者、参加方法、参加費及び実施時期について、あらかじめ定めなければならない。

2 体験活動等は、その趣旨を実現するために必要な技能、知識、及び経験を有する専門家が適切に関与した、適切かつ効果的なプログラムによって実施しなければならない。

## 第5章 雑則

(個人情報保護)

**第14条** 当法人が本事業の実施にあたり取得した個人情報については、本事業の

実施のために必要な範囲内で、かつ、本人の同意を得た利用目的の範囲内で、これを利用するものとする。

- 2 当法人は、前項の個人情報を、法令で定める場合を除き、当法人以外の第三者に提供してはならず、第三者への漏えい、滅失、及び毀損のおそれのない方法により、適切に管理しなければならない。
- 3 当法人は、前2項の個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、取扱いを委託された個人情報の管理の安全が図られるよう、受託者に対し必要かつ適切な監督を行うものとする。

(実施の通則)

**第15条** 当法人が定款で定める前3章に掲げる事業以外の事業を行うにあたっては、第1章の定めるところによる。

(実施の細則)

**第16条** この規程の実施に関し必要な細則は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

**第17条** この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則（平成29年1月12日理事会決議）

この規程は、平成29年1月13日から施行する。

附則（平成30年9月12日理事会決議）

この規程は、平成30年9月13日から施行する。